

文教厚生常任委員会調査報告書

(平成20年3月定例会)

1 調査事件

社会福祉について

- (1) 民生委員・児童委員の役割と実態について
- (2) 任意に基づく各種住民負担について

2 調査目的

- (1) 民生委員・児童委員の役割と実態について

少子高齢化の進行とともに地域の人々が抱える課題が多様化しており、民生委員の果たす役割は年々大きくなってきている。しかし、職務が広範囲になってきていることからの負担増や責任の増大、加えてボランティアということもあって、なり手のいない状況であり、そのため空白地域が出ている。こういったことから、本町における民生委員の役割と実態を調査することとした。

- (2) 任意に基づく各種住民負担について

国民の義務としての税負担とは別に、任意での税外負担には、どのようなものがあるか、現在どのように徴収されているのか。また、どのように町に還元され、社会福祉に役立てられているのかなど、税外負担の実態や目的などを把握するとともに、徴収方法はどうかなどについて調査することとした。

3 調査経過

平成19年9月14日(会期中)

平成19年9月18日(会期中)

平成19年10月9日

平成19年10月30日(協議会)聞き取り調査(社会福祉協議会)

平成19年11月12日

平成19年11月20日 民生委員・児童委員協議会役員から意見を求める

平成19年11月30日

平成19年12月12日

平成19年12月18日

平成20年1月24日

平成20年2月13日

平成20年2月18日

4 調査結果

- (1) 民生委員・児童委員の役割と実態について

[現況]

民生委員・児童委員制度はわが国の社会福祉の根幹をなす制度として受け継がれ、これまで90年の歳月が経過しており、この間、社会状況の変化に対応しながら、地域

の人々が抱える様々な課題の解決にかかわってきたが、時代の変化とともに、民生委員の職務が福祉だけでなく、様々な問題や苦情など、広範囲になってきていると同時に責任が重くなってきている。また、民生委員法で給与が支給されない旨がうたわれているためボランティアでの社会奉仕である。そのため、民生委員のなり手がいないうえ、引き受けても長続きせず、職務を覚えたところで辞めていくというのが実態である。現在本町の民生委員・児童委員、主任児童委員数は全体で69名であるが、なり手のいない状況から、何とか頼み込んで引き受けていただいたり、やむを得ず、行政区長から兼務していただくなどして対応している。それでも、現在、2地域が空白地域になっている。

民生委員は、任期が3年で、知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱されているにもかかわらず、個人情報の保護から、十分な情報が提供されていない状況がみうけられる。個人情報保護法は、平成17年4月に施行されたが、過剰反応や公表基準のあいまいさなどから回答拒否や回答を得るまでに時間を要するなど、全国的に問題となっているが、本町でも、プライバシーの保護の観点から民生委員には世帯員名簿を配布していない。そのため、複数集落を担当している委員は、自分の集落の情報についてはある程度把握できるが、他の集落については情報収集に苦労している状況である。

これまで、民生委員の費用弁償については、立川地区においては定額支給とし、余目地区においては会議等の実費支給としていたが、本年度から一元化し、活動費として月額4千円を支給し、会議の実費弁償として1回当たり千円とした。しかし、まだまだ職務と責任に見合った待遇がなされていない状況で、なり手のいない要因の一つとなっている。

[課 題]

ア 空白地域の解消

なり手のいない状況から、現在、興屋・中島・生繰沢地域と南町・上荒宿・荒宿の2地域が空白地域となっている。また、6地域（和光町、家根合・落合、幸町・上朝丸、余目新田、平岡・榎木・跡、南興屋・中野・南野新田・主殿新田）において行政区長が兼務している状況である。地域福祉の向上のためにも、空白地域の解消が必要である。

イ 適切な情報の提供

複数集落を担当している民生委員は、自分の集落については、ある程度把握できるが、他の集落については、情報収集に苦労している。そのため、適切な情報の提供が必要である。

ウ 待遇改善

時代の変化とともに、民生委員の果たす役割は重要となってきており、職務が広範囲になってきているとともに責任が重くなってきているにもかかわらず、ボランティアでの社会奉仕となっているので、待遇の改善が必要である。

エ 協力体制の強化

民生委員の職務が広範囲にわたってきており、民生委員のみでは対応が難しくなっているため、他と協力しながら対応することが必要である。

[意見]

ア 空白地域の解消

地域を理解しているのは地域の人であり、空白地域の解消には、日頃から地域での人づくりが重要である。また、現状をみると地域が複数集落の場合、他集落まかせになって、空白地域となりやすい傾向が見受けられるので、例えば、集落の順番（輪番制）で担当して空白にならないようにしている地域があるので参考とすべきである。

イ 適切な情報の提供

民生委員は、国の厚生労働大臣からの委嘱にもかかわらず、個人情報の保護の観点から十分な情報が提供されていない状況がみつけられる。例えば世帯員名簿であるが、これまで、旧立川町では民生委員に配布し、旧余目町では行政区長に配布していたが、合併によって行政区長のみでの配布とした。複数集落を担当する民生委員は、自分の集落の状況はわかっても、他の集落の状況はわかりづらいという状況がある。活動するには情報が必要であり、現在の行政区長のみでの配布では、活動に支障をきたしているところがあるので、民生委員に対しても世帯員名簿も含め適切な情報を提供すべきである。

ウ 待遇改善

高齢化など社会状況の変化によって、民生委員の果たす役割は年々重要となってきた。職務が広範囲になってきているうえ、責任が重くなってきており、民生委員が担っている職務の重要性から考えると、対価も含め、立場が保証されていないように思われる。それは、例えば今年度は前年度と比較して、町や社会福祉協議会からの交付金が合せて 311,800 円減額されており、委員への実費弁償費でも 1,188,000 円減額されているところからも理解される。なり手のいない現状改善のためにも、待遇の改善を図る必要があり、交付金も含めて、町の支援策を講ずるべきである。

エ 協力体制の強化

時代の変化とともに、民生委員の果たす役割はますます重要となってきたが、職務が広範囲となってきたことから、民生委員のみでは対応が難しくなってきた。様々な課題を解決するためには福祉員の委嘱を受けている行政区長や、あるいは地域によっては老人クラブと情報交換するとともに連携して対応するなど、協力体制の強化を図るべきである。なお、福祉員制度は社会福祉協議会が行政区長を福祉員として委嘱するもので、旧余目町の制度を新町へ移行したこともあって、立川地区では定着していないためか、福祉員としての認識がうすいところが見られるので、自覚していただくための取り組みが必要である。

(2) 任意に基づく各種住民負担について

[現況]

社会福祉協議会費は、現在 1 世帯当たり 2,300 円であり、事業主旨に賛同して会費を支払うようになっており、任意加入で罰則規定はない。

赤い羽根共同募金は、県の共同募金会から、目標額（約 400 万円）の指定があり、集まった募金から県の目標額（約 150 万円）を差し引いた額が翌年度に戻ってきて、社会福祉協議会の事業費にあてられている。そのため、目標額を達成するために、本町では現在 1 世帯当たり 630 円の募金をお願いしている。

歳末たすけあい運動は、各集落の隣組回覧で実施しているが、お願い文書の送付方式と比べて、納入率がよく、現在 95% ほどの納入率である。目標額（約 250 万円）が決められており、そのため本町では、1 世帯当たり 350 円の募金をお願いしている。

日本赤十字社費は、700 円以上の納入をお願いしているが、立川地区では、協賛委員の行政区長など集落の役員が各世帯を回って徴収し、領収書を発行して集落単位で一括振込みしているが、余目地区では個人個人で口座振替方式で行っている。立川方式は納入率の向上に貢献しているが、余目方式では、納入率が低下傾向にある。尚、県に納入した社費の 20% が町の社会福祉協議会に還付されている。

[課 題]

ア 納入方法の慎重な対応

目標額が設定され、使い道も決められていることから、目標を達成する必要があるが、任意であり、強制できないことから、納入方法については慎重な対応が必要である。

イ 納入率の向上

行政区長など集落の役員が各世帯を個別に回って徴収する方式は、納入率の向上に貢献しているが、徴収して回る人の負担が大きいことから、時代は口座振替方式となってきたが、口座振替方式は納入率の低下を招いている。そのため、目標額の達成のためには、納入率の向上が課題である。

[意 見]

ア 納入方法の慎重な対応

募金や寄付金については、すでに目標額が設定され、使い道が決められているという現状がある。そのため、目標達成のためには、多くの町民から集める必要があることから、自治会に頼りたいところではあるが、募金や寄付金などを自治会費に上乗せして徴収するという総会での決議は無効とした高裁の判例などもあることから、住民の理解をいたさないままに、安易に、慣習的に自治会費として徴収するのではなしに、自治会内での合意も含め慎重に対応すべきである。募金や寄付金はあくまでも自発的なもので強制にならないように注意が必要である。

イ 納入率の向上

任意に基づく各種住民負担については、時代の流れから、口座振替となっており、そのため、納入率が低下傾向にある。納入率をあげる効果的な納入方法のひとつとして、歳末たすけあい運動で行っている隣組回覧方式があげられる。しかし、あくまでも任意であり、強制ができないことから、納入率をあげるためには、協力への意識喚起として、必要性を理解していただくために、目的や意義、使われかた等について地域住民への P R 活動が重要で、協力してくれた方が良かったと思えるような取り組みに力を入れるべきである。